

国民健康保険加入者

の皆さんへ

問い合わせ
市民生活課 保険係
☎内 207~209



国民健康保険は相互扶助によって成り立つ制度です

Q 現在健康で保険証を使う必要がないので、必要になったら加入してもいいですか
A 国民皆保険として社会保険等のほかの医療保険に加入している人以外は、全ての方が国民健康保険に加入しなければなりません。国保は相互扶助で成り立つ制度であり、健康な人も病気の人も保険税を負担して医療費を賄っていくものです。また、必要になったからといって手続きされなくても、手続きの日から加入ということにはならず、最後の保険資格が喪失した日までさかのぼって加入することになり、保険税もさかのぼって賦課されます

保険資格を確認しましょう

Q 国民健康保険から社会保険に変わったのですが、どうすればよいですか
A 国民健康保険の加入、脱退の手続きは必ず行ってください。他の保険に変わった場合は、新しい保険証と国保の保険証をもって手続きをしないと、新しい保険と国保とで二重に保険税(料)が徴収されてしまいます。また、社会保険加入者の扶養になった場合も同様

の手続きが必要です。保険資格がないのに国保の保険証を使った場合、国保から支払った医療費を返していただくこともあります。保険資格に変更があった場合は速やかに手続きしてください

保険税は加入世帯の状況によって異なります

Q 保険税の計算は、どのようになっているのですか
A 保険税は前年の1月から12月までの所得に応じた所得割と、土地家屋に係る固定資産税額に応じた資産割、加入者一人ひとりに係る均等割、加入世帯に係る平等割の4区分で算出した額の合計となります。さらに、介護保険第2号被保険者(40歳から64歳)に係る介護保険料の上乗せ分として、所得割と均等割を合算し、年間上限として医療分では53万円、介護分が7万円となっています。また、低所得者に対しては世帯の所得区分に応じて均等割、平等割をそれぞれ7割・5割・2割軽減する軽減措置があります。

しかし、世帯の中に所得申告をしていない人がいると、軽減の対象となる世帯でも軽減措置を受けられません。さらに、高額療養費の限度額が上位所得者世帯12万1,800円の扱いとなり、医療費の自己負担額が多くなります(一般6万3,600円、低所得者3万5,400円)。くれぐれも申告漏れのないように、ご注意ください。

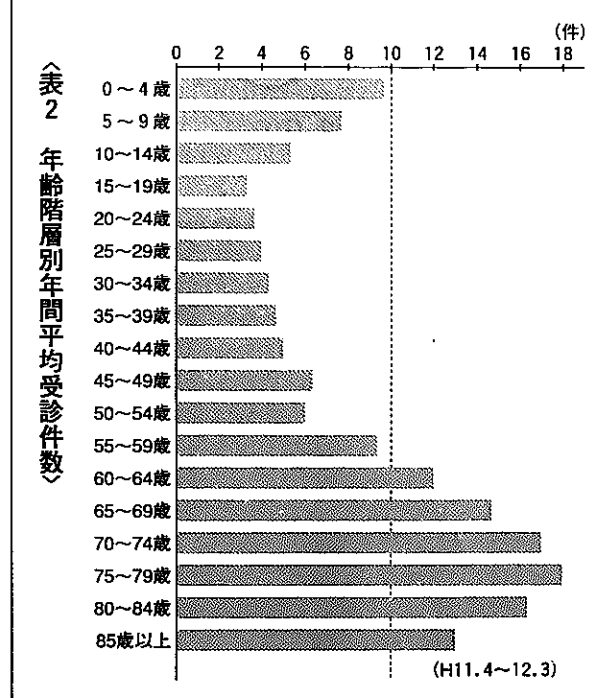
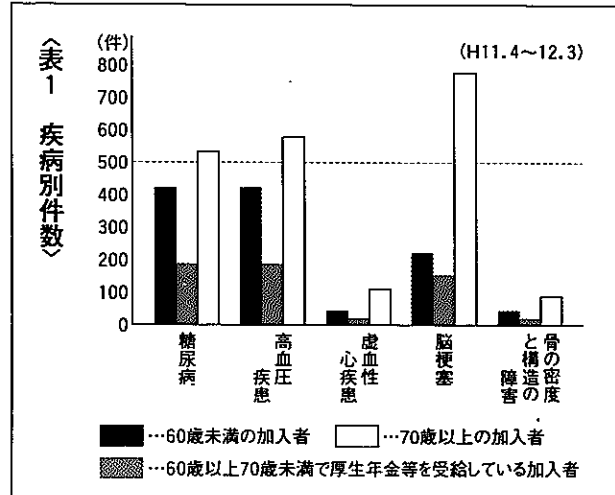
最近、上記のような問い合わせが多く寄せられますので、問答形式で掲載しました。また、1月から健康保険法が改正されました。内容については広報1月合併号等でお知らせしていますが、国民健康保険に関して不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

以上のことから、国保財政は非常に厳しい状況となっており、このまま推移すると、平成十三年度においては保険料率の引き上げを視野に入れた運営を余儀なくされる状況です。しかしながら、介護保険料や医療費の自己負担額の引き上げと、国保加入者の負担感が強くなっている今日、保険料率の引き上げをできるだけ抑える対策を強化しなければなりません。

市では、前述の医療費削減対策、滞納者対策と各種健全財政の運営対策を進めていますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

平成十二年四月から健康保険法が改正され、滞納者に対する措置が強化されました。十二年度以降の納期から一年を経過しても何らかの滞納解消が見られない場合は、保険証に替えて資格証明書(医療機関で掛かった医療費の全額を支払った後、市役所の窓口で医療費の七割または八割の支給を受け、それでも滞納状況が改善しない場合は支給を差し止める)を交付することが義務付けられました。間もなく十二年度以降の納期から一年を経過しようとしています。

納税の方法については、税務課収税管理係(☎2411243)へ相談の上、計画的な納税を行い、滞納解消に努めてください。



近年の医療技術の進歩などによって医療費は年々高額化し、国民健康保険加入者の高齢化なども手伝って、医療費は年々増加を続けています。全国的に医療費は増加傾向にあり、国民健康保険の財政運営は、多くの市町村で厳しいものになっています。いかに医療費を抑制するかが、今後の国保事業の重要な課題となつてきています。

本市の国保運営について平成十一年度決算で見ると、一人当たりの年間医療費は、六十歳未満の加入者で十九万二千九百八十二円、六十歳以上七十歳未満の厚生年金等を受給している加入者で三十四万九千五百五円、七十歳以上の加入者で七十七万二千四百二十一円となっており、

全体で見ても一人当たりの年間医療費は三十五万四千五百三十一円です。医療費分としての支出総額では二十三億八千三百三十六万四千六百九十円(前年比一億四千三百九十九万六千二百五十円の増、増加率六・三%)となつています。

国保会計支出の約九三%が医療費(保険給付費と老人保健拠出金)で占められています。国保は相互扶助の制度であり、その財源については、皆さんから負担していただく保険税と国庫負担金で賄われています。国庫負担金は医療費に対して一定率で交付されるため、医療費の伸びに応じてその残りを保険税で穴埋めしなければなりません。不測の医療費急増時に対応するための給付準備基

健康活動の実践で医療費の節減を

これからは、いかに医療費を節減していくかが重大な課題です。市の国保では四十歳以上の加入者に対し、人間ドックの受診費用の助成(二万五千円)を、また、基本健診や各種検診の受診勧奨も行っており、自己の健康管理による病気の早期発見を促しています。病気を早期発見すること、重い病気でも治療する確率が高

くなり、医療費の節減にもつながります。市では、基本健診や人間ドックの結果に基づき、健康指導を実施しています。

また、白根市での疾病傾向は、糖尿病や高脂血症などのいわゆる生活習慣病と呼ばれる病気が多い傾向にあります。生活習慣病は日ごろの食生活などを見直すことで、回避できる病気です。市では食生活の改善などに関する指導や学習会、健康づくりに関する各種イベントに取り組みしていますので、ぜひ参加ください。

今、市の国保では、同じ病気で二つ以上の病院にかかる重複受診の防止対策に重点的に取り組んでいます。皆さんの病院に診てもらおうと安心と思われられるかもしれませんが、同じ病気なのに別々の薬を処方され、その薬を服用していると、薬が反応し合って何らかの副作用が起る可能性があります。そうしてまた別の病気にかかるという悪循環が生まれやすくなります。時には強い副作用が起ることも考えられますので、薬を処方してもらったときには、現在飲んでいる薬について医師や薬剤師に話すとともに、特に同じ病気で二つ以上の医療機関にかかることのないよう心掛けましょう。

計画的な保険税の納付にご協力を

平成五年度で九七%台であった保険税収納率が、九五%台を割り込ん